

第3期医療費適正化計画 P D C A 管理様式

1. 目標に関する評価

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

(①) 特定健康診査の実施率に関する数値目標

2017 年度 (計画の足下値)	第3期計画期間						2023 年度 (目標値)
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度		
54.3%	55.6%						
目標達成に 必要な数値	56.9%	59.5%	62.1%	64.7%	67.3%	70%以上	
2019 年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定健康診査等指導者養成事業 特定健診・保健指導の計画や運営に携わる医療保険者の保健師、管理栄養士、事務職員等を対象に、国の示す標準的な健診・保健指導について研修会を実施した。 ○6月を「特定健康診査・特定保健指導普及啓発強化月間」と定め、強化月間を中心に、医療保険者等と協力し、県民へ特定健康診査・特定保健指導の必要性について啓発した。 <p>【課題】</p> <p>引き続き上記のような取組を推進していく。</p>						
次年度以降の 改善について	<p>指導者養成事業については、受講者の経験年数の違いなどによるニーズの多様化に対応するとともに特定健診・保健指導から保健事業へ展開につながるようなカリキュラムの工夫を重ねていく。</p> <p>特定健康診査・特定保健指導の受診率、保健指導率の目標達成に向け、引き続き、医療保険者等が協力して普及啓発に取り組む必要がある。</p>						

出典：「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ（平成29～30年度）」（厚生労働省）

② 特定保健指導の実施率に関する数値目標

2017 年度 (計画の足下値)	第3期計画期間						2023 年度 (目標値)
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度		
21.6%	25.0%						
目標達成に 必要な数値	25.5%	29.4%	33.3%	37.2%	41.1%	45%以上	
2019 年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定健康診査等指導者養成事業 特定健診・保健指導の計画や運営に携わる医療保険者の保健師、管理栄養士、事務職員等を対象に、国の示す標準的な健診・保健指導について研修会を実施した。 ○6月を「特定健康診査・特定保健指導普及啓発強化月間」と定め、強化月間を中心に、医療保険者等と協力し、県民へ特定健康診査・特定保健指導の必要性について啓発した。 <p>【課題】</p> <p>引き続き上記のような取組を推進していく。</p>						
次年度以降の 改善について	<p>指導者養成事業については、受講者の経験年数の違いなどによるニーズの多様化に対応するとともに特定健診・保健指導から保健事業へ展開につながるようなカリキュラムの工夫を重ねていく。</p> <p>特定健康診査・特定保健指導の受診率、保健指導率の目標達成に向け、引き続き、医療保険者等が協力して普及啓発に取り組む必要がある。</p>						

出典：「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ（平成 29～30 年度）」（厚生労働省）

③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標

2017 年度 (計画の足下値)	第3期計画期間						2023 年度 (目標値)
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度		
18.7%							
目標達成に 必要な数値	19.7%	20.7%	21.7%	22.8%	23.9%	25%以上	
2019 年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各医療保険者に、法定報告として国へ提出される特定健診の実績報告データの提供を依頼した。 ○2 次医療圏における地域・職域連携会議等においてデータに基づく地域の特徴や健康課題について情報提供及び検討し、労働関係団体、医療保険者、市町村、地域の保健医療関係機関等と協働した取組を実施した。 ○糖尿病指導者養成事業 糖尿病予防対策として、正しい予防知識の普及を図り、生涯にわたる生活習慣病予防意識を児童生徒に身につけてもらうため地域及び学校教諭を対象に研修会を実施した。 <p>【課題】</p> <p>引き続き上記のような取組を推進していく。</p>						
次年度以降の 改善について	<p>必要な健康データの収集、地域の健康課題が可視化できる資料の提供方法の工夫を重ねていく。</p> <p>若年期から健康的な生活習慣を身につけ、メタボリックシンドロームの予防・改善につなげることが重要であるため、教育関係機関、労働関係機関、医療保険者、市町村や地域の保健医療関係団体等との連携を推進する。</p>						

出典：「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ（平成 29 年度、厚生労働省）及び住民基本台帳人口（平成 20 年 3 月 31 日）」

④ たばこ対策に関する目標

目標	2023 年度における成人（20 歳以上）の喫煙率 男性 17%以下 女性 4 %以下
2019 年度の取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○喫煙対策推進事業（たばこ対策推進会議の開催、指導者養成講習会の開催、地域喫煙対策事業の実施） ○普及啓発事業（喫煙の健康影響に関する啓発資材等を作成し、世界禁煙デー・禁煙週間を中心に啓発活動を実施） ○受動喫煙対策の推進（改正健康増進法施行に伴う新制度説明会の開催、新制度に係る相談・通報等への対応、普及啓発、国立医療科学院研修職員派遣等） <p>【課題】</p> <p>引き続き上記のような取組を推進していく。</p>
次年度以降の改善について	<p>喫煙対策推進事業に関しては、講師の選定、効果的な啓発方法等を工夫しながら実施する。</p> <p>受動喫煙対策に関しては、新制度の周知、相談・通報への対応を継続して実施する。</p>

⑤ 予防接種に関する目標

2019 年度の取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村及び保健所職員の知識向上のため、「予防接種基礎講座」を実施し、有効性及び安全性の向上を図るとともに、健康被害の救済についても、円滑な運用を実施した。 <p>【課題】</p> <p>引き続き、上記の取組を推進していく。</p>
次年度以降の改善について	<p>より実践的な研修となるよう、現場の医療従事者の声を聞きながら、研修内容を改善していく。</p>

⑥ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標

2019年度の取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○慢性腎臓病（CKD）啓発事業 県民に慢性腎臓病の予防や早期発見のための健（検）診受診を啓発した。 ○慢性閉塞性肺疾患（COPD）対策事業 COPDの認知度向上のため、講習会の開催や普及啓発を行った。 ○2次医療圏における地域・職域連携会議等においてデータに基づく地域の特徴や健康課題について情報提供及び検討し、労働関係団体、医療保険者、市町村、地域の保健医療関係機関等と協働した取組を実施した。 <p>【課題】</p> <p>引き続き上記のような取組を推進していく。</p>
次年度以降の改善について	<p>講習会や普及啓発事業では、参加者を増やすための周知方法や、内容の工夫を重ねていく。 若年期から健康的な生活習慣を身につけ、メタボリックシンドロームの予防・改善につなげることが重要であるため、教育関係機関、労働関係機関、医療保険者、市町村や地域の保健医療福祉関係団体等との連携を推進する。</p>

（2）医療の効率的な提供の推進に関する目標

① 後発医薬品の使用促進に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間						2023年度 (目標値)
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度		
73.8% 【参考】69.6% (NDBデータ)	78.2%	80.9%					
目標達成に 必要な数値	74.8%	75.8%	76.8%	77.8%	78.9%	80%以上	

2019年度の取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県ホームページの活用や後発医薬品に関するリーフレット等を薬局及び関係機関等に配布することにより、県民に対して後発医薬品の正しい知識の普及啓発を行った。また、医療機関や薬局が、後発医薬品を選択する際の参考となるよう、後発医薬品採用リストを更新した。 ○愛知県後発医薬品適正使用協議会を開催し、十分な理解や信頼が得られるよう関係者等と情報共有を行った。 ○国民健康保険の保険者（市町村保険者のうち 27 箇所及び国保組合の全て）に対して、9月頃から 11月頃までの間で実地指導を行い、被保険者への後発医薬品希望カードの配布や差額通知の実施状況を確認するとともに、積極的に実施するよう指導した。 ○愛知県後期高齢者医療広域連合に対して、1月に実地指導を行い、被保険者への後発医薬品希望カードの配布や差額通知の実施状況を確認するとともに、引き続き積極的に実施するよう助言した。 <p>【課題】</p> <p>今後、高齢化が進み、医療費が増えていく中で、さらに取組を推進していく必要がある。</p>
次年度以降の改善について	できる限り早期に目標を達成できるよう、引き続き上記の取組を推進していく。

出典：「調剤医療費の動向（平成 29～令和元年度）」（厚生労働省）

② 医薬品の適正使用の推進に関する目標

2019年度の取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none">○県下の薬剤師・薬局が、かかりつけ薬剤師・薬局として機能するよう、薬剤師が服薬状況等の継続的なフォローアップを行う仕組みを検討・構築する「地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業」を実施した。○県民向けの薬事講習会において医薬品の適正使用について普及啓発を行った。○国民健康保険の保険者（市町村保険者のうち 27 箇所及び国保組合の全て）に対して、9月頃から 11月頃までの間で実地指導を行い、重複投薬のはは正に向けた取り組み状況を確認するとともに、積極的に実施するよう指導した。○愛知県後期高齢者医療広域連合に対して、1月に実地指導を行い、適正な受診について被保険者への意識啓発に努めるよう助言した。また、診療報酬明細書の審査及び点検の充実強化、重複受診者・頻回受診者への訪問指導活動等の実施状況を確認するとともに、引き続き積極的に実施するよう助言した。 <p>【課題】</p> <p>引き続き上記のような取組を推進していく。</p>
次年度以降の改善について	引き続き上記のような取組を推進していく。